

令和3年10月28日

保護者の皆様

多摩市立西落合小学校
校長 池田 泰章

「タブレット」の破損・紛失及び保険について

日頃より本校の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う対応として、ご家庭でのオンライン学習や宿題等による児童の学びの機会の確保を行うべく、9月より「タブレット」の持ち帰りを開始いたしました。

「タブレット」等に関しましては、破損、紛失などをした場合には、修理費用または損害については、本体再取得費用（令和3年8月時点で36,080円）を上限としてご負担いただくことをご案内いたしました。が、使用上のルールを守り、適切な使用をしている中で、不慮の事故等により破損・紛失してしまった場合には、市の予算において修繕等を行わせていただきます。

使用のルールを守って「タブレット」を適切に使えるよう、ご家庭におきましてもどうぞよろしくお願いいたします。

記

1 児童が「タブレット」を破損・紛失した場合の対応について

破損や紛失の状況が、使用上のルールを守っていなかったなど適切な使い方でなかったり、故意に壊したり無くしたりしたと判断される場合は、修理に要した費用もしくは「タブレット」の新規取得費用のいずれか低い方の金額をご請求させていただきます。

破損や紛失等の状況については、詳しく聞き取りをさせていただき、その内容をもとに教育委員会と相談しながら判断いたします。

2 「タブレット」等に関する保険について

適切な使用の中での破損等に対しましては、市の予算において修繕等を行いますが、ご心配なご家庭に向けて、「タブレット」の破損等に備えた保険についてご紹介いたします。

来月中には、詳しい資料と申込書を配布いたします。12月初旬を申込締切りとして、1月1日より、保険適用となります。保険は「学生・こども総合保険」（三井住友海上火災保険）を適用し、「死亡後遺症」で1万円給付の保険に対して、特約として「賠償責任（自己負担なし）」として1000万円の保障（1回1000万円までの保障で、何回破損等をしても毎回1000万円まで保障）が得られます。保険料は、加入者が100人以上ならば、年1100円となります。最低10人からの加入が団体保険として必要となりますが、10人の場合でも1230円で1年間保障されます。

賠償保険の適用範囲は、「タブレット」に限らず、学校の机や窓ガラス、給食の食器等の他、友達のを壊した場合や友達をけがさせてしまった場合（過失割合によって保障は変わります）も、保険でカバーされます。

通常の保険にある「賠償責任」特約は、借りている「タブレット」に対しての保障が、適用されないものが多くある中、今回は、それができる保険となります。あくまでも任意での加入となりますので、ご家庭でのご判断をお願いいたします。

ご家庭によっては、独自に保険に加入されている場合もあるかと思いますが、借りている物品や電子機器を補償の対象とできない保険も多くありますので、ご加入されている保険会社にお問い合わせください。

【問合せ先】多摩市立西落合小学校 副校長 村田 奈緒美 Tel042-374-0574